

働いていた会社ごとにこの用紙を1枚ずつ書く
 (2社を掛け持ちしていたなら計2枚)
 2回目以降の請求ではこの用紙の提出は不要

様式第8号(別紙1) (表面)

労働保険番号					氏名		災害発生日	
府県	所管	管轄	基幹	番号	枝	番号	令和5年 2月 28日	
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	日本 太郎	

会社に聞く

「日雇」を選んだ場合は下の「A」、「B」欄は記載不要。かわりに「日々雇い入れられる者の平均賃金～」欄に記入する

平均賃金算定内訳

(労働基準法第12条参照のこと。)

雇入年月日	平成18年 4月 1日	常用・日雇の別	常用 日雇		
賃金支給方法	月給・週給・日給・時間給・出来高払制・その他請負制		賃金締切日 毎月 末日		
A 月・週 よって支払ったもの の他一定の期間に 賃金	賃金計算期間	11月 1日から 11月 30日まで	12月 1日から 12月 31日まで	1月 1日から 1月 31日まで	計
	総日数	30日	31日	31日 (30)	92日 (91)
	基本賃金	300,000円	300,000円	290,000円	890,000円
	住宅手当	20,000円	20,000円	20,000円	60,000円
計	320,000円	320,000円	310,000円 (イ)	950,000円	
B 日若し 他の請負制による 時間又は出来高払制 の賃金	賃金計算期間	11月 1日から 11月 30日まで	12月 1日から 12月 31日まで	1月 1日から 1月 31日まで	計
	総日数	30日	31日	31日 (30)	92日 (91)
	労働日数	20日	20日	17日 (イ)	57日
	基本賃金				
残業手当	10,000円	0円	5,000円	15,000円	
計	10,000円	0円	5,000円 (イ)	15,000円	
総計	330,000円	320,000円	315,000円 (イ)	965,000円	
平均賃金	賃金総額(ホ) 965,000円 ÷ 総日数(イ) 92 = 10,489円 13銭				
最低保障平均賃金の計算方法					
Aの(ロ) 950,000円 ÷ 総日数(イ) 92 = 10,326円 08銭 (イ)					
Bの(ニ) 15,000円 ÷ 労働日数(ハ) 57 × $\frac{60}{100}$ = 157円 89銭 (ロ)					
(イ) 円 銭 + (ロ) 円 銭 = 10,483円 97銭 (最低保障平均賃金)					
日雇いで働いている人は こちらに書く	第1号又は第2号の場合	賃金計算期間 (イ) 労働日数又は労働総日数	(ロ) 賃金総額	平均賃金 (ロ) ÷ (イ) × $\frac{73}{100}$	
	第3号の場合	都道府県労働局長が定める金額 円			
	第4号の場合	従事する事業又は職業 円			
	第4号の場合	都道府県労働局長が定めた金額 円			
漁業及び林業労働者の平均賃金協定額 (昭和24年労働省告示第5号第2条による。)	平均賃金協定額の承認年月日	年 月 日	職種	平均賃金協定額 円	
① 賃金計算期間のうち業務外の傷病の療養等のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金 (賃金の総額(ホ) - 休業した期間にかかる②の(リ)) ÷ (総日数(イ) - 休業した期間②の(チ)) (965,000円 - 645円) ÷ (92日 - 1日) = 10,597円 30銭					

週給制などの場合はこの後の書き方が違って来る。ここでは月給制の場合を例にあげる

月ごとの固定給や手当をもらっている人はその固定分の月ごとの合計を書く (ボーナスは含めない)

日給や時給で受け取っている人は「残業代や手当」を除いた賃金の月ごとの合計をこちらに書く

月給制などの人も含めて時間単位の残業代はここに書く (ボーナスはここにも含めない)

日雇いで働いている人はこちらに書く

平均賃金の算定期間に私病などの理由で休んだ日がある場合はここも書く

災害発生日の前の賃金締切日から数えた過去3ヶ月間について書く。私病などで休んだ日がある場合は、休んだ日を除いた日数を丸で囲んで隣に書く

実際に働いた日数

2つ (または3つ) の方法で平均賃金を計算し、最も高いものを平均賃金とする

次のページで求める金額

平均賃金の計算期間に私病などで休んだ日がある場合は書く

② 業務外の傷病の療養等のため休業した期間 及びその期間中の賃金の内訳				
賃金計算期間	1月 1日から 1月 31日まで	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	計
業務外の傷病の療養等のため 休業した期間の日数	1 日	日	日	(イ) 1 日
業 務 外 の 傷 病 の 療 養 等 の た め の 賃 金	基本賃金	円	円	円
	住宅手当	645		645
	手当			
	計	645 円	円	円 (イ) 645 円
休業の事由	風邪をひいたため			

私病などで休んだ日についても支払われた賃金があるなら、その金額を記入する。
住宅手当が月 20,000 円とすれば
 $20000 \div 31(\text{月の総日数}) \times 1(\text{休んだ日数})$
で 645.16・・・となり、小数点以下を
削り 645 円となる

③ 特 別 給 与 の 額	支払年月日	支払額
	令和4年 12月 10日	250,000 円
	令和4年 6月 30日	200,000 円
	令和3年 12月 10日	270,000 円
	令和3年 6月 30日	190,000 円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円

災害日前の2年間に支払われたボーナスの額を
記入する欄。休業(補償)等給付には無関係だが、
他の給付を請求するときに改めて申告する
必要がなくなるので書いておくと良い

[注意]

③欄には、負傷又は発病の日以前2年間(雇入後2年に満たない者については、雇入後の期間)に支払われた労働基準法第12条第4項の3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(特別給与)について記載してください。

ただし、特別給与の支払時期の臨時的変更等の理由により負傷又は発病の日以前1年間に支払われた特別給与の総額を特別支給金の算定基礎とすることが適当でない認められる場合以外は、負傷又は発病の日以前1年間に支払われた特別給与の総額を記載して差し支えありません。

今回の災害が原因で一部休業した日がある場合は提出する。
 ない場合は提出不要。
 複数の会社で働いていてそれぞれに一部休業がある場合は、
 それぞれの会社について1枚ずつ書く

様式第8号 (別紙2)

会社に聞く →

労働保険番号					氏名	災害発生年月日
府県	種	管轄	基幹番号	枝番号	日本太郎	令和5年 2月28日
〇	〇	〇	〇	〇		

① 療養のため労働できなかつた期間
 令和5年 2月 28日から 令和5年 3月 15日まで 16日間

② ①のうち賃金を受けなかつた日の日数 12日

③ ②の日数の内訳	全部休業日	<u>10</u> 日
	一部休業日	<u>2</u> 日

④ 一部休業日の年月日及び当該労働者に対し支払われる賃金の額	年 月 日	賃 金 の 額	備 考
		令和5年 3月14日	5,000 円
	令和5年 3月15日	5,000	

一部休業に支払われた金額を記入 ←

[注意]

- 「全部休業日」とは、業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日であつて、一部休業日に該当しないものをいうものであること。
- 該当欄に記載することができない場合には、別紙を付して記載すること。

